

佐賀県告示第三百五十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十一月十三日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)

一 名称

鳥栖・三養基特定猟具使用禁止区域

二 区域

三養基郡みやき町大字東尾の県道小城北茂安線と町道白石西尾線との交点を起点とし、同町道を北へ進み同町蓑原と同町白壁の境界との交点に至り、同境界に沿って北東へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を北東へ進み町道白石西大島線との交点に至り、同町道を南へ進み県道小城北茂安線との交点に至り、同県道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成三十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(二)

一 名称

白石特定猟具使用禁止区域

二 区域

杵島郡白石町大字東郷の六角川堤防と国道二百七号との交点を起点とし、同国道を南へ進み県道武雄福富線との交点に至り、同県道を東へ進み町道築切北川線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道干拓線との交点に至

り、同町道を北西へ進み国道二百七号との交点に至り、同国道を南西へ進み町道廿治大井線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道大井中線との交点に至り、同町道を北西へ進みＪＲ長崎本線との交点に至り、同ＪＲ線を北東へ進み県道武雄白石線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道中郷揚田線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道網代伊ヶ代線との交点に至り、同町道を北西へ進み農道白石線二 三十五号との交点に至り、同農道を北東へ進み町道網代線との交点に至り、同町道を北東へ進み県道武雄福富線を横断し町道西郷線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道中郷揚田線との交点に至り、同町道を北東へ進みＪＲ長崎本線を横断し町道船津線との交点に至り、同町道を北東へ進み六角川堤防に至り、同堤防を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成三十一年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器